

仕 様 書

I. 事業の目的

全国各地には優れた地域産業資源が存在しており、それら地域産業資源を活用した魅力ある商品等を開発し、販路開拓していく取組みは全国各地で行われているところである。しかし、このような取組みを行う中小企業・小規模事業者の多くが開発した商品の情報発信や販路開拓を課題として挙げており、経営資源やノウハウが少ない中小企業・小規模事業者が、自らそれに対応していくことは困難な状況となっている。

このため、中小企業庁では、中小企業・小規模事業者による地域産業資源を活用した商品等の情報発信や販路開拓を支援するため、消費者やバイヤーに地域産業資源を活用した商品の広報を行うとともに、国内主要都市の大型小売店舗等において展示販売を実施する。本事業を通じて、国内主要都市にて一定期間にわたり商品を広報・展示販売することにより、多くの消費者等に地域の魅力ある商品の認知度を高め、商品に対するマーケットの評価等の情報を得る機会を得ることにより、中小企業・小規模事業者の商品等の品質向上に繋げるとともに、本事業で得られた販売等のノウハウを中小企業・小規模事業者が自力で新たな販路を開拓できるようなものとして普及することを目的とする。

II. 事業実施体制の構築

1. 事業運営事務局の体制の整備

上記「I. 事業の目的」を達成するために実施する「III. 事業実施方法」に掲げる事項を効果的かつ円滑に実施するため、必要となる人員を配置のうえ、①事業実施に係る企画立案、②商品選定、③広報、④店舗準備・運営業務、⑤事業終了後の出品事業者へのフォローアップまでを一元管理することのできる事業推進体制を整備する。また、地域産業資源を活用した商品等の掘り起こしや流通事業者等、多様な関係者との調整・協力を行い、事業の実施について十分な人員を配置すること。

なお、本事業を円滑に遂行するために必要とされる法人、機関などがある場合、事業実施体制に加えることができる。

2. 事業実施期間

委託契約締結日から平成28年3月31日まで

III. 事業実施方法

1. 展示販売の内容等

(1) 展示販売

全国の主要都市（5都市程度）に所在する大型小売店舗等において、2週間～1ヶ

月程度の期間限定の特設販売店舗を設置し、消費者へ地域産業資源を活用した商品を広報する展示販売を実施する。

出品支援中小企業数は、200社以上とすること。

なお、特設店舗内において、地域産業資源を活用した商品の魅力を消費者へ伝えるよう工夫する他、販路開拓につながる取組を提案すること。

(2) 開催場所

会場の選定については、集客性を勘案しつつ、地域産業資源を活用した商品の展示販売に適した施設とすること。

(3) 対象商品

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者による地域産業資源（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律39号）第2条第2項に規定する農林水産物や鉱工業品等であって、同法第4条第1項に基づき都道府県知事がある内容をしているもの。）を活用した商品等で、地域産業資源の価値向上への貢献が期待できる商品（食品は除く。）とし、選定にあたっては、当該商品分野の流通バイヤー等専門家で構成される審査委員会を設置し、審査、選定を実施すること。

2. 広報、店舗準備、運營業務

(1) 広報

特設販売店舗への集客につながるよう、マスメディア等を活用した効果的な広報に取り組むとともに、消費者の購買促進につながるよう、地域産業資源を活用した商品の魅力が伝わるような広報に取り組むこと。

(2) 店舗準備

特設販売店舗に通常必要となる什器や電気機器は、店舗の規模に適したものとすること。

(3) 運營業務

展示販売期間中については、販売員や警備員等、運営に必要な十分な人員を配置すること。また、特設販売店舗の運営にあたっては、消費者動向や季節商品のサイクルを踏まえつつ、中小企業者による推奨販売の実施等の販売促進企画を実施し、商品の紹介及び販売の更なる促進を行うこと。

なお、特設販売店舗において、売上金が発生した場合には、当該委託事業費と関係のないものであることから、売上金処理を区分して管理し、受託者の売上げとして計

上しないような仕組みとすること。

3. 出品事業者へのフォローアップ

本事業の効果を高めるため、出品前後において、出品事業者へのフォローアップを提案すること。

4. 販売等に関するノウハウ蓄積

本事業において活用した、運営内容、什器、POP等は、パッケージ化を図り、本事業終了後も活用できるものとし、また、本事業で得られた販売等のノウハウを他の中小企業・小規模事業者が新たな販路を開拓できるようなものとして参考にできるような提案をすること。

5. その他

政策効果をより高めるため、本事業を実施する上で必要な事項に取り組むこと。

IV. 納入物（成果物）

事業成果を報告書にまとめ、電子媒体1部を中小企業庁に納入する。

※電子媒体を納入する際、中小企業庁が指定するファイル形式に加え、PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入する。

なお、報告書は、以下の内容を明確に記述し、納入すること。

（1）報告書の内容

- ・ 展示販売の実績
- ・ 広報活動の実績
- ・ 出品事業者へのフォローアップ内容の実績
- ・ その他工夫した取組

（2）事業に対する評価・考察

（3）全体考察とまとめ（成果のまとめ、課題）

V. その他事業を進めるにあたっての留意点

事業運営事務局は、業務遂行にあたり、事業の実施体制を整備するとともに、その内容、費用、開催スケジュール等について適宜中小企業庁に協議し、調整すること。

また、事業の進捗状況については、定期的に中小企業庁に報告を行うこと。